

小松市の令和3年度重層的支援体制整備事業実施について

1. 小松市の概要

小松市は、石川県西南部に広がる豊かな加賀平野の中央に位置し、面積は371.09 km²、人口107,244人、世帯数44,296世帯、他市と同様高齢化が進んでおり、高齢化率は29.2%となっている（令和3年4月1日現在）。

大手建設機械メーカーのKOMATSUの生誕の地でもあり、製造業が盛んであり、米やトマトの産地でもある。

2. 重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景・課題、取組の理念

(1) 本市では、市及び高齢者総合相談センター（本市の地域包括支援センターの呼称）や障がい者相談支援事業所、ふれあい支援センター（本市の生活困窮者自立相談支援事業所の呼称）などの各分野別の相談窓口において、市民からの困りごとや悩みごと、福祉ニーズなどを丁寧にお聞きし、支援が必要な方に適切にサービス提供できるよう“断らない相談”に努め、また、分野別の相談窓口において受け止めた相談で、対応が困難なケースについては、他の相談機関や支援機関等の各担当者が参加するケース会議により個別に検討し、“必要な支援につなげる”相談体制をとってきた。

(2) また、高齢者、子ども、障がい者、DV防止、自殺対策、引きこもりや8050問題等の地域課題については、多機関で組織するくらし安心ネットワーク協議会（平成24年度設置）において総合的に取扱い、参加する委員がそれぞれの立場で議論検討を続けている。

(3) 近年、福祉の現場においては制度の狭間のケースなど単独の支援機関では解決できない困難なケースが増えており、また、医療の現場においても高齢で入院する方の多くがいわゆる8050問題を抱えているなど、医療関係機関から重層的支援体制整備事業への移行に期待を寄せる声が大きくなっていった。

(4) これらの背景から、本市がこれまで取り組んできた“断らない相談”と“必要な支援につなげる”相談体制やくらし安心ネットワーク協議会の多機関連携の機能は、重層的支援体制整備事業が求める「属性を問わない相談支援」の方向性にも沿うことから、令和3年度からこの事業に取り組むこととしたものである。

3. 主な取組事項（実施体制及び実施機関については別紙資料1参照）

重層的支援体制整備事業の新たな機能に関する事業については、関係団体への周知や説明会の実施、支援機関等の実務者を集めての説明・協議等が、新型コロナウイルスの影響により実施が遅れ、思うように取組めていないのが現状である。そのため、以下は、本市の取組についての考え方である。

(1) 「相談支援」に関する取組の内容

① 包括的相談支援事業

本市では、高齢者総合相談センターや障がい者相談支援事業所などの既存の相談拠点の機能を維持しつつ、各支援関係機関の連携を図る、いわゆる「基本型事業・拠点」類型をとっている。

本市では、これまでの“断らない相談”と“必要な支援につなげる”相談体制を維持するとともに、包括的相談支援事業者に対して、属性や内容を問わない相談の受け止めと必要な支援機関への繋ぎ、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業等の新たな制度について説明・周知し、これまで以上の連携の強化を図っていくこととしている。

② 多機関協働事業

多機関協働事業としては、市に重層的支援会議を設置し、市社会福祉協議会にコーディネーターを配置することとした。

本市では、個別具体的な事例について、市の分野ごとの担当課が中心となって開催するケース検討会議、高齢者総合相談センターや相談支援事業所などの包括的相談支援事業者が中心となって開催する個別ケア会議や個別ケース会議など様々な形で会議が開催されている。

本市では、この制度の支援会議を新たな会議体として設置することはせず、これらの個別のケース会議等を支援会議として位置付けることとした。

重層的支援会議は、これら支援会議でも解決が困難なケースを扱うことを基本とし、事務局はくらしあんしん相談センター（市）、コーディネーターが会議の参加者の調整や会議の進行等を担うこととしている。

なお、引きこもりや 8050 問題の当事者から本人同意をとることは極めて困難であり、重層的支援会議の開催には至っていない。

③ アウトリーチ等継続支援事業

本市では、従来の体制において、高齢者総合相談センターや相談支援事業所などの各分野の支援機関で受け止めた引きこもりや 8050 などの困難ケースについて、介護や障がいの支援対象となっていない場合でも、当該支援機関において実質継続的な見守り支援を行ってきた。

そこで、本市は、介護支援からアプローチする場合は基本的に高齢者総合相談センターが、障がい支援からアプローチする場合は相談支援事業所が、また、生活困窮支援からアプローチする場合はふれあい支援センターが、それぞれアウトリーチ等継続支援事業所として担当することとし、当該事業を実施することとしている。

(2) 「参加支援」に関する取組の内容

アウトリーチ等の継続的な見守り支援を続けていく中で、関係性が構築でき、社会への参加意欲が出てきた要支援者に対しては、参加支援事業のメニューにより支援することとしている。

ただし、何らかの精神的な疾患を抱えていたり、障がい疑われる場合でも、長期間、社会との交わりを拒絶してきた方にとって、病院への受診は大きなハードルとなっている。

そこで、本市としては、重層的支援会議において、参加支援が必要と判断された場合は、既存の福祉サービス事業所等（就労継続B型事業所など）の社会資源を活用し、障がいの資格がなくても当該施設を就労や生産活動の場として、社会参加に向けた支援を提供していくこととしている。また、今後、NPO法人や民間ボランティア団体等と引きこもりの方や生きづらさをかかえる若者等の居場所について協議連携し、新たな社会資源の開拓も検討している。

なお、参加支援は、重層的支援会議の開催が前提となっており、現在、参加支援へ繋ぐことが困難な状況である。

(3) 「地域づくり支援」に関する取組の内容

本市では、令和3年度、新たに共助による基盤づくり事業として「共助による支え合い事業」に取り組むこととしている。

この事業は、地域で支援を必要としている人に対して、地域の実情に応じた出来得る支援をすることにより、住民同士が支え合う地域づくりの促進を目的として実施するものである。

地区社会福祉協議会において、地区で必要とされている支援を提案していただき、その提案した支援を実施するにあたり必要となる経費を助成することとしており、市社会福祉協議会に委託し実施する。

4. その他、市独自の取組

重層的支援体制整備事業は、制度の狭間や複合化した問題の解消に向けた制度であるが、福祉の現場は広範囲にわたっており、事案によっては本事業の補助対象とならない支出（たとえば、参加支援事業を利用する際の通常の利用者が負担している食費や作業着などの実費）が出てくることがある。引きこもりなどの要支援者の中には、経済力不足が原因でこれらの支出を賄えず、せっかく支援の機会が得られてもその機会を逃してしまう可能性がある。

そこで、本市では、これら支出を賄えない要支援者のため、独自に重層的支援体制整備移行促進費を設け、必要な支援の支障となる経済的負担を解消し、要支援者をスムーズに支援サービスへと繋ぎ、もって、重層的支援体制整備への効率的な移行促進を図ることとした。

資料 1

重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号）および実施体制

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|------|----------------------------------|---|-----------|
| 相談支援 | <p>地域包括支援センターの運営 [第1号のイ]</p> | <p>高齢者総合相談センター 【支援対象者】 65歳以上の高齢者等 【実施方式】 委託： 特定医療法人社団勝木会 医療法人社団田谷会 社会福祉法人あさひ会 社会福祉法人明峰会 社会福祉法人松寿園 医療法人社団丹生会 社会福祉法人ジェイエイ小松福祉会 社会福祉法人自生園 医療法人社団澄鈴会 【圏域】 市内5圏域10箇所 【支援機関】 丸内・芦城高齢者総合相談センター 丸内・芦城第二高齢者総合相談センター 安宅・板津高齢者総合相談センター 安宅・板津第二高齢者総合相談センター 松陽・御幸高齢者総合相談センター 松陽・御幸第二高齢者総合相談センター 国府・中海高齢者総合相談センター 松東高齢者総合相談センター 南部高齢者総合相談センター 南部第二高齢者総合相談センター 【業務の内容】 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント 【所管課】 長寿介護課</p> | <p>既存</p> |

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|------|----------------------|---|----|
| 相談支援 | 障害者相談支援事業 [第1号のロ] | 障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居支援事業） 【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 直営：発達支援センター 委託：社会福祉法人石川整肢学園 社会福祉法人こまつ育成会 社会福祉法人なごみの郷 医療法人社団澄鈴会 社会福祉法人共友会 社会福祉法人うめの木学園 社会福祉法人南陽園 【圏域】 相談支援事業所：市内8箇所 ジョブコーチ：市内1箇所 発達支援センター：市内1箇所 【支援機関】 [一般相談支援事業所] 相談支援事業所ロビン・フッド 相談支援事業所こまつ 相談支援センターなごみ 相談支援事業所チャレンジ やたの生活支援センター [特定相談支援事業所] 支援センターうめの木 相談支援事業あぶりこっ兔 相談支援事業所え～る [ジョブコーチ] こまつ障害者就業・生活支援センター [発達支援センター] 発達支援センターえぶりい（直営） 【業務の内容】 一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、障がい者相談支援センターの運営、ジョブコーチ、発達障がい児及び家族等への相談支援 【所管課】 ふれあい福祉課 | 既存 |

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|------|--------------------------|--|----|
| 相談支援 | 利用者支援事業 [第1号のハ] | 利用者支援事業 【支援対象者】 子ども及びその保護者等 【実施方式】 直営 【圏域】 市内2箇所 【支援機関】 こども家庭課（基本型） 子ども・子育て保健室（母子保健型） 【業務内容】 ○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つ。 「利用者支援」：地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談や情報提供、助言等 「地域連携」：関係機関との連絡調整、連携、協働の地域づくり等 ○母子保健型 保健師などの専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービス等の情報提供、支援プランの策定等 【所管課】 こども家庭課（基本型） いきいき健康課（母子保健型） | 既存 |
| | 生活困窮者自立相談支援事業 [第1号のニ] | 自立相談支援事業 【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】 委託：社会福祉法人小松社会福祉協議会 【圏域】 市内1箇所 【支援機関】 こまつふれあい支援センター 【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討・支援提供、支援計画の評価等 【所管課】 ふれあい福祉課 | 既存 |

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|---------|-------------------------|---|----|
| 地域づくり支援 | 地域介護予防活動支援事業 [第3号のイ] | いきいきサロン 【支援対象者】 家に閉じこもりがちな高齢者、一人暮らしの高齢者、虚弱な高齢者等 【実施方式】 委託 【圏域】 市内189箇所（町） 【支援機関】 各町公民館等 【業務内容】 各地域の公民館等を利用し原則週1回実施。介護予防、仲間づくり、生活の質向上、健康や心身機能の向上を目指す。 【所管課】 長寿介護課 | 既存 |
| | | 健脚推進ボランティア活動 【会員数】 380名（R3.3.31現在） 【資格】 健脚推進ボランティア研修（全6回）受講修了者 【活動内容】 こまつ健脚体操等の普及、健康づくりのための運動の推進、会員相互の交流、資質向上のための研修等 【活動場所】 市内いきいきサロン、ゆったりサロン（ミニデイ）等 【所管課】 長寿介護課（事務局） | 既存 |

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|---------|-----------------------|---|----|
| 地域づくり支援 | 生活支援体制整備事業 [第3号のロ] | <p>生活支援体制整備事業</p> <p>【実施方式】 委託： 社会福祉法人小松市社会福祉協議会 特定医療法人社団勝木会 医療法人社団田谷会 社会福祉法人あさひ会 社会福祉法人明峰会 社会福祉法人松寿園 医療法人社団丹生会 社会福祉法人ジェイエイ小松福祉会 社会福祉法人自生園 医療法人社団澄鈴会</p> <p>【圏域】 第1層（市内全域） 1箇所 第2層 市内5圏域 10箇所</p> <p>【支援機関】 小松市社会福祉協議会（第1層） 丸内・芦城高齢者総合相談センター 丸内・芦城第二高齢者総合相談センター 安宅・板津高齢者総合相談センター 安宅・板津第二高齢者総合相談センター 松陽・御幸高齢者総合相談センター 松陽・御幸第二高齢者総合相談センター 国府・中海高齢者総合相談センター 松東高齢者総合相談センター 南部高齢者総合相談センター 南部第二高齢者総合相談センター</p> <p>【業務内容】 社会資源を適切に把握し地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域における新しい福祉ネットワークの構築、地域において支援するニーズと取組のマッチング</p> <p>【所管課】 長寿介護課</p> | 既存 |

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|---------|----------------------------|--|----|
| | 地域活動支援センターの基本事業 [第3号のハ] | 地域活動支援センター機能強化事業 【実施方式】 委託：社会福祉法人朋友会 社会福祉法人金沢市民生協会 【圏域】 委託契約先の市町村2箇所 【支援機関】 地域活動支援センターI型かが 地域活動支援センターののいち 【業務内容】 創作的活動または生産活動の機会提供等 【所管課】 ふれあい福祉課 | 既存 |
| 地域づくり支援 | 地域子育て支援拠点事業 [第3号のニ] | 地域子育て支援拠点事業 【実施方式】 直営：こども家庭課 委託：公益財団法人小松市まちづくり市民財団 社会福祉法人こぼと福祉会 社会福祉法人荒屋校下福祉会 【圏域】 市内4箇所 【支援機関】 すくすくルーム（直営） 親子つどいの広場 こぼと保育園 荒屋子育てセンター 【業務内容】 常設の地域子育て拠点（一般形）と児童福祉施設等の子育て支援施設に親子が集う場を設置（連携型）、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施等 【所管課】 こども家庭課 | 既存 |

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | |
|---------|--------------------------|---|----|
| 地域づくり支援 | 地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり | <p>地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり</p> <p>【支援対象者】 全市民</p> <p>【実施方式】 委託：社会福祉法人小松市社会福祉協議会</p> <p>【圏域】 市内全域（予定）</p> <p>【支援機関】 地区社会福祉協議会など</p> <p>【業務内容】 誰もが安心して地域で生活していけるよう、地区社会福祉協議会の活動を活かし、フードバンクや子ども食堂、買い物支援、除雪作業など共助によるまちづくりを推進する。</p> <p>【所管課】 ふれあい福祉課</p> | 新規 |
| 新たな機能 | 参加支援事業 [第2号] | <p>地域・社会参加支援事業</p> <p>【支援対象者】 全市民</p> <p>【実施方式】 委託：社会福祉法人等</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【支援機関】 福祉サービス事業所等ニーズと社会資源を勘案し検討</p> <p>【事業内容】 既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。</p> <p>【所管課】 ふれあい福祉課</p> | 新規 |

| 区分 | 実施する事業 | 実施体制 | | |
|-------|-----------------------------|---|--|----|
| 新たな機能 | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号] | <p>アウトリーチ事業</p> <p>【支援対象者】 必要な支援が届いていない人等</p> <p>【実施方式】 委託：社会福祉法人、医療法人等</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【支援機関】 高齢者総合相談センター、障がい者相談支援事業所、ふれあい支援センター</p> <p>【事業内容】</p> <p>長期にわたり人と社会と交流をしてこなかった方など、本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対し、トータル的な見守り支援を行う。</p> <p>【所管課】 長寿介護課 ふれあい福祉課</p> | | 新規 |
| | 多機関協働事業 [第5号・第6号] | <p>重層的支援会議の設置</p> <p>【目的】 高齢者総合相談センターや障がい者相談支援事業所等で受け付け、個別ケース会議などで支援検討する中で、既存の制度では適用できない困難ケースについて、センター等への助言や支援の方向性を決め、また、センター等が作成する支援プランについての議論、アセスメントの評価等を行う。基本定期開催、必要に応じて随時開催。</p> <p>【構成メンバー】 コーディネーター、高齢者総合相談センター、障がい者相談支援事業所、アウトリーチ支援担当者、社会参加事業所、関係各課担当者、その他課題解決のため必要な支援者等</p> <p>【所管課】 くらしあんしん相談センター（事務局）</p> | | 新規 |
| | | <p>コーディネーターの配置</p> <p>【実施方式】 直営</p> <p>【圏域】 小松市社会福祉協議会に1名配置</p> <p>【役割】 重層的支援会議の進行、関係各課・関係機関との調整</p> <p>【所管課】 ふれあい福祉課 小松市社会福祉協議会</p> | | 新規 |